

第4章

「芦屋の地域福祉」を すすめるための取組

1 . 具体的な取組の体系

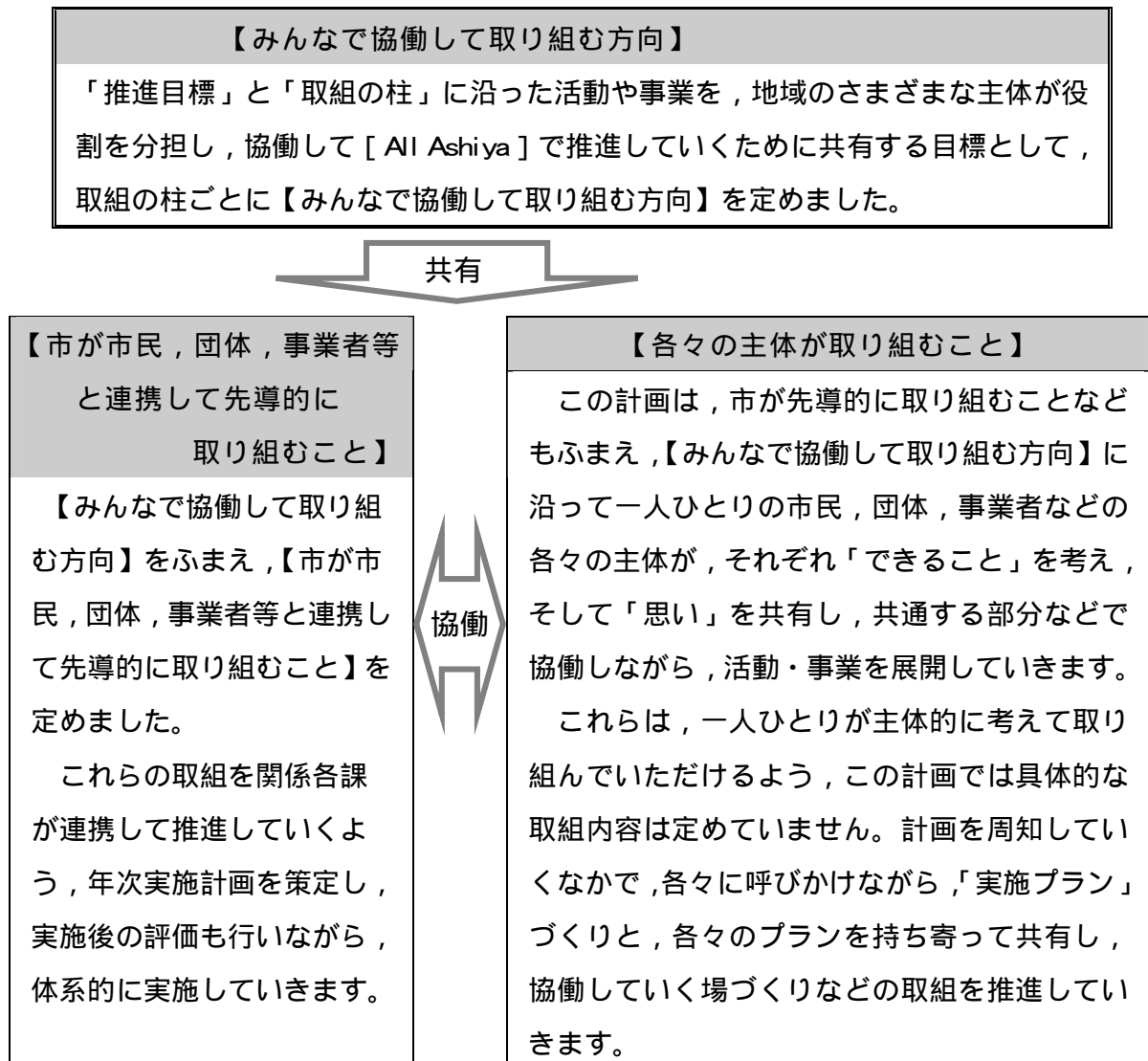
前章の“基本的な考え方”をふまえて、「芦屋の地域福祉」を体系的に推進していくために、7つの「推進目標」とそれを実現するための「取組の柱」を、つぎのように定めました。

- 1 地域福祉への関心と理解を広げます
 - 1 - 1) 地域福祉の呼びかけ
 - 1 - 2) 学習と話しあいの推進
 - 1 - 3) 情報の発信・伝達
- 2 暮らしの「困りごと」を適切な支援につなぎます
 - 2 - 1) ニーズの気づき・発見
 - 2 - 2) 相談支援の充実
- 3 地域生活を支えるサービスや活動を充実します
 - 3 - 1) 福祉サービスの充実
 - 3 - 2) 地域福祉活動の推進
 - 3 - 3) 多様な連携による支援
- 4 権利をまもる取組を充実します
 - 4 - 1) 権利擁護の意識づくり
 - 4 - 2) 権利侵害・虐待対応の充実
 - 4 - 3) 後見的支援の充実
- 5 人と人のつながりを広げます
 - 5 - 1) 地域でのつながりづくり
- 6 安心・安全でバリアのない生活環境をつくります
 - 6 - 1) 災害時の支援
 - 6 - 2) バリアフリーのまちづくり
 - 6 - 3) 防犯・交通安全の推進
 - 6 - 4) 住環境の充実
- 7 地域福祉の活動を支えるしくみを充実します
 - 7 - 1) 活動拠点の充実
 - 7 - 2) 活動財源の確保
 - 7 - 3) 活動への支援
 - 7 - 4) 協働活動・事業の推進
 - 7 - 5) ネットワークの充実

2. 取組のすすめ方

本章では、上記の体系に基づく取組を計画的に推進していくために、【みんなで協働して取り組む方向】と【市が市民、団体、事業者等と連携して先導的に取り組むこと】を定めました。

また、【みんなで協働して取り組む方向】に沿って、一人ひとりの市民、団体、事業者などの【各々の主体が取り組むこと】を考え、協働しながら、活動・事業を展開していくものとします。



推進目標 1

地域福祉への関心と理解を広げます

【基本的な考え方】

だれもが「受け手」にも「担い手」にもなって地域福祉をすすめていくよう、わたしたちだれにも関わりのあるものとして地域福祉に関心をもつよう広く呼びかけ、さまざまな情報を発信しながら、学習や話しあいを通じて理解を広げていきます。

これらは、多くの人たちに広く呼びかけると同時に、一人ひとりの市民がそれぞれの立場や思いに応じて発信し、より身近で多様なニーズにきめ細かく応えるものとしていくよう、市民や地域、団体などの取組を主体的にすすめていきます。

《取組の柱》

1 - 1

地域福祉の呼びかけ

【みんなで協働して取り組む方向】

* 地域福祉は、一人ひとりの暮らしに関わるものだということを伝えあいます。

【市が市民，団体，事業者等と連携して先導的に取り組むこと】

(1) 地域福祉の呼びかけの推進

- ・地域福祉はすべての市民の生活に深く関わるものであり、介護や支援が必要なときも権利を尊重しあって生活し、一人ひとりが「できること」で支えあう意識を高めるよう、さまざまな機会を通じて発信します。

(2) 地域を大切にす意識づくり

- ・地域福祉をすすめる基盤として、地域に愛着をもち、そこに住む人々を大切に思う意識を高めるよう、まちづくりのさまざまな取組を通じて推進します。

【各々の主体が取り組むこと】(あなたの「実施プラン」を考えてみてください。)

《取組の柱》

1-2

学習と話しあいの推進

【みんなで協働して取り組む方向】

* 学校、公民館、地域、職場等のさまざまなところで地域福祉について学び、考えます。

【市が市民、団体、事業者等と連携して先導的に取り組むこと】

(1) 学校や社会教育等での福祉学習の推進

- ・子どもたちが、学校等での学習を通じて自然に福祉意識を身につけるよう、保育所・幼稚園・学校等での福祉学習を推進します。
- ・「公民館講座」や「芦屋川カレッジ」等の社会教育の各種事業のなかでも、学びを活かした地域福祉の実践をすすめるよう、学習プログラムに取り入れます。
- ・福祉学習は、支援のニーズをもつ当事者や支援活動を行っている人等に講師になっていただいたり、活動を体験しながら学習する場を提供するなど、地域の協力も得てすすめます。
- ・学習の成果を活動の実践につなぐよう、関係団体等と連携して支援します。

(2) 地域等での学習や話しあいの推進

- ・地域や職場等のさまざまなところで、地域福祉の学習や話しあいが行われるよう、出前講座やこの計画の「実施プラン」づくりなども活用して支援します。

【各々の主体が取り組むこと】(あなたの「実施プラン」を考えてみてください。)

《取組の柱》

1 - 3

情報の発信・伝達

【みんなで協働して取り組む方向】

- * 地域福祉のさまざまな情報を発信します。
- * 必要な人に必要な情報が届くよう、きめ細かく伝えます。
- * 必要な情報を自分で得るように努力します。

【市が市民，団体，事業者等と連携して先導的に取り組むこと】

（１）広報等を通じた情報発信の充実

- ・ 広報あしや，市のホームページ，各種パンフレットやチラシ等の多様な方法で，地域福祉に関する情報提供を積極的に行います。
- ・ 地域福祉の活動や事業を行っている市民等が，それらを活用して情報を発信できるよう支援します。
- ・ 多くの情報のなかから必要な情報を見つけやすいように，工夫します。

（２）市民と協働した情報伝達の推進

- ・ 市民の目線で情報を集め，編集し，伝えていくよう，「市民参加の情報紙」づくりや，市の情報発信での協働を推進します。
- ・ 市民と協働した情報発信では，多様なニーズに対応するため，幅広い年齢層の人々，情報が得にくい障がい者や外国人等の参加を得よう推進します。
- ・ 民生委員・児童委員や福祉推進委員等の地域の人々や，自治会，当事者団体等の各種団体，保健・福祉・医療や生活関連の事業者等の協力を得て，人と人のつながりを活かしたきめ細かな情報提供を推進します。

（３）情報を得る意識づくりの推進

- ・ 「地域福祉は一人ひとりが主人公となって取り組む」ということの意味を通じて，自分に必要な情報を主体的に得る意識を高めるよう，呼びかけます。

【各々の主体が取り組むこと】（あなたの「実施プラン」を考えてみてください。）

推進目標 2

暮らしの“困りごと”を適切な支援につなぎます

【基本的な考え方】

この計画がめざす“たすけ上手”で“たすけられ上手”な福祉は、市民が自らの“困りごと”や身近な人たちの課題に早く気づき、自分で努力したり、SOSも発信して的確に対処していくことから始まります。これは、一人ひとりが参加し、身近なところですすめていく地域福祉がもつ、とても大切な機能です。

そして、自分たちだけでは解決が難しいことは気軽に相談できるよう、身近なところで利用できる窓口を充実し、専門的な支援に的確につながるしくみをつくっていきます。

《取組の柱》

2-1

ニーズの気づき・発見

【みんなで協働して取り組む方向】

* 生活の“困りごと”に早めに気づき、自分で対処したり、必要な支援を求める意識を高めます。

【市が市民，団体，事業者等と連携して先導的に取り組むこと】

（１）ニーズへの気づきと発信への支援

- ・地域福祉の啓発・学習・情報提供などを通じて、自分のニーズに気づき、自分や家族等だけで対応できないときは早めにSOSを発信し、身近なところに相談するよう呼びかけます。

（２）身近なニーズの発見とつなぐ取組の推進

- ・身近な人のニーズに気づき、本人に伝えたり、相談窓口につなぎながら支援する取組を、地域のつながりづくりや見守り・声かけ、相談等の地域福祉活動、さまざまな社会参加活動などを通じてすすめます。
- ・そのなかで、自らニーズに気づきにくい認知症の方などへの支援を推進します。

（３）相談機関等によるニーズ把握の推進

- ・地域の相談支援機関や地域福祉コーディネーターが地域の人々と連携してニーズを把

握るよう、地域にねざした相談支援の取組を推進します。

【各々の主体が取り組むこと】(あなたの「実施プラン」を考えてみてください。)

《取組の柱》

2-2

相談支援の充実

【みんなで協働して取り組む方向】

* 身近なところで気軽に相談でき、アドバイスや支援をしたり、専門的な機関になく取組を広げます。

【市が市民，団体，事業者等と連携して先導的に取り組むこと】

(1) 相談窓口の充実

- ・福祉センターの総合相談窓口が、多様なニーズを受け止めるワンストップ機能をいっそう高めるよう、さまざまな機関と連携した支援を強化します。
- ・高齢者生活支援センター，障がい者相談支援事業所，子育て支援センター等の相談支援機関や市役所の相談窓口等がいっそう気軽に利用されるよう，PRの充実や利用しやすい環境づくりなどに取り組みます。

(2) 身近な地域での相談支援の推進

- ・高齢者生活支援センターを身近な相談窓口として，地域の人々と連携を図りながら支援をすすめます。また，福祉施設やサービス提供事業所や医療機関・薬局等が身近な地域の相談窓口の役割を發揮し，多様な相談への対応や専門的な窓口へのつなぎなどができるよう，連携と支援を強化します。
- ・民生委員・児童委員や福祉推進委員等の地域の人々による身近な相談支援活動を支援するよう，情報提供や連携を強化します。

(3) コミュニティソーシャルワークのしくみづくり

- ・地域生活の多様なニーズや地域の福祉課題を，さまざまなサービスや活動をつないだ

り、創りだしながら支援し、地域の福祉力を高めていく「コミュニティソーシャルワーク」のしくみづくりに取り組みます。

- ・地域福祉コーディネーターがさまざまな相談に対応しながら、相談支援機関や地域の人々、事業者等のネットワークを強化します。

【各々の主体が取り組むこと】（あなたの「実施プラン」を考えてみてください。）

推進目標 3

地域生活を支えるサービスや活動を充実します

【基本的な考え方】

日常生活に関するさまざまな困りごとにきめ細かく対応し、地域で暮らし続けられるよう支えるしくみを充実します。

そのために、基盤となる公的な福祉サービスを、多様なニーズに柔軟に対応できる質の高いものとして充実するとともに、多様な地域福祉活動や生活を支援する事業を創り出していくよう、一人ひとりが「できること」を活かして取り組みます。

また、それらが連携して効果的に支えていくよう、協働できるしくみを充実します。

《取組の柱》

3-1

福祉サービスの充実

【みんなで協働して取り組む方向】

* 地域で自立して生活できるよう、多様なニーズに応える質の高い福祉サービスを提供します。

【市が市民、団体、事業者等と連携して先導的に取り組むこと】

（1）地域での生活を支援する福祉サービスの提供

- ・地域で自立して生活できるよう支援する福祉サービスを、市民のニーズをふまえて効果的に提供するよう、高齢者福祉計画・障がい者福祉計画・次世代育成支援対策推進行動計画等を通じて推進します。
- ・健康や生きがいの増進、介護予防など、生活の質を高め、支援が必要になることをできるだけ予防するサービスを、積極的に推進します。また、若い人の定住を促進するよう、子育て支援や働いている人への支援等を推進します。

（2）柔軟なサービス提供の推進

- ・福祉サービスが、地域で生活するうえでの多様なニーズに的確に対応できるよう、柔軟に提供できるしくみづくりをすすめます。

(3) サービスの質を高める取組の推進

- ・事業者・従事者の意識やスキルの向上 , サービスへの意見や苦情を改善につなぐ取組 , 自己評価・第三者評価によるサービス評価などを , 事業者の団体等と連携して推進します。
- ・評価の結果を公表し , サービスを選ぶための情報を提供します。

(4) サービスの担い手の確保

- ・質の高いサービスの提供体制を確保するよう , 福祉の仕事への市民の理解を得ながら , 人材の養成・確保や働きやすい環境づくりなどに , 専門職や事業者の団体等と連携して取り組みます。

【各々の主体が取り組むこと】(あなたの「実施プラン」を考えてみてください。)

《取組の柱》

3 - 2

地域福祉活動の推進

【みんなで協働して取り組む方向】

* さまざまなニーズにきめ細かく応える多様な地域福祉活動をすすめるよう , 一人ひとりが「できること」で参加し , 多彩な人々に呼びかけて広げます。

【市が市民 , 団体 , 事業者等と連携して先導的に取り組むこと】

(1) 多様な地域福祉活動の推進

- ・一人ひとりが「できること」で参加できる多様な取組を , 地域福祉活動を推進する機関・団体等と連携して推進します。
- ・地域福祉の基盤となる活動として , 安心してともに暮らすための見守り・声かけ活動や , ゴミ出しなどの日常のちょっとした“困りごと”を支援する活動を推進します。
- ・芦屋市民の財産である豊かな自然や文化を活かして , まちへの愛着を高め , 質の高い生活を支援できる地域福祉活動を推進します。
- ・多様なニーズに対応する活動をすすめる方法のひとつとして , コミュニティビジネス

や社会起業としての取組や、有償の地域福祉活動なども推進します。

(2) 一人ひとりが「できること」で参加できる取組の推進

- ・一人ひとりが「できること」で参加できるよう、「ひとり一役」をスローガンとした取組を推進します。
- ・そのために、支援を求める人と活動を希望する人のニーズを集約し、コーディネートする「(仮称)あしや役立ち隊」のしくみづくりを推進します。
- ・多様な人々の参加をすすめるよう、支援を受ける立場の人の当事者活動や、専門的な知識やスキルを活かしたプロボノ活動などを推進します。
- ・高齢期の人が健康づくりや生きがいづくりとあわせて地域福祉の活動ができるよう推進します。
- ・地域福祉活動に参加するきっかけをつくるよう、多様な呼びかけや講座、仲間づくり等の取組を推進します。

(3) 「お互いさま」の意識づくり

- ・「お互いさま」の活動として気持ちよく支援しあえる環境を広げていくよう、「たすけ上手」、「たすけられ上手」になるための啓発や学習を推進します。

(4) 事業者等による地域福祉を推進する取組の推進

- ・生活に関わるさまざまなサービスが、福祉の支援が必要な人にも利用できて生活を広げるうえで役立つものとなり、同時に地域の活性化にもつながるよう、事業者の団体等と連携して推進します。
- ・企業等が地域の一員として取り組むCSR(企業の社会的責任)の活動を推進するとともに、地域のさまざまな取組と協働できるよう支援します。

【各々の主体が取り組むこと】(あなたの「実施プラン」を考えてみてください。)

《取組の柱》

3-3

多様な連携による支援

【みんなで協働して取り組む方向】

* 新たなニーズや困難な課題が起きたときはみんなで集まって話しあい、力をあわせて取り組みます。

【市が市民，団体，事業者等と連携して先導的に取り組むこと】

(1) 協働で課題を解決する取組の推進

- ・ トータルサポートのしくみを通じて市役所内の連携を強化するとともに、関係機関や地域等の連携をすすめるコミュニティソーシャルワークを推進し、新たなニーズや困難な課題に対して、さまざまな力が協働して解決する取組をすすめます。
- ・ 問題解決の成果をあらたな制度やしくみとして構築し、スムーズな解決や予防的な取組にもつないでいくよう推進します。

【各々の主体が取り組むこと】(あなたの「実施プラン」を考えてみてください。)

推進目標 4

権利をまもる取組を充実します

【基本的な考え方】

弱い立場に置かれがちな人たちが，“自分らしく”生活していけるように支援していくことは、福祉の基本となる考え方です。お互いの権利を尊重しあって生活していくという意識を一人ひとりが高めながら，地域福祉の取組を推進します。

一方，さまざまな要因のなかで権利侵害や虐待などが起こっているという事実を認識し，これらを予防するとともに，起こってしまった場合は迅速に対応し，問題を解決していくしくみを充実するよう，一人ひとりが意識をもって取り組んでいきます。

《取組の柱》

4 - 1

権利擁護の意識づくり

【みんなで協働して取り組む方向】

* お互いのニーズを理解し，権利を尊重して生活する意識を高めます。

【市が市民，団体，事業者等と連携して先導的に取り組むこと】

(1) 権利を尊重する意識づくりの推進

- ・年齢，性別，国籍，障がいの有無等による違いを理解し，お互いの人格と地域で生活するうえでの権利を尊重する意識を高めて“心のバリアフリー”を実現していくよう，地域福祉の啓発，学習，活動での交流などを通じて推進します。

【各々の主体が取り組むこと】(あなたの「実施プラン」を考えてみてください。)

《取組の柱》

4 - 2

権利侵害・虐待対応の充実

【みんなで協働して取り組む方向】

* 権利侵害や虐待を予防するための支援と迅速・的確な対応を、地域の力をあわせてすすめます。

【市が市民，団体，事業者等と連携して先導的に取り組むこと】

(1) 権利擁護支援の充実

- ・ 高齢者・障がい者等への権利擁護支援について、地域における担い手の育成・確保を図るとともに、権利擁護支援センターの機能を含めたネットワークの構築に取り組みます。

(2) 虐待の防止と対応の充実

- ・ 高齢者，障がい者，子ども等の弱い立場に置かれがちな人たちへの虐待やドメスティックバイオレンス等を防止するために，市民一人ひとりが意識し，気になるときは迅速に相談できるよう，呼びかけと相談窓口の連携強化を図ります。
- ・ 養護者等の負担が虐待につながらないように，適切な支援につなぎます。
- ・ 要保護児童対策地域協議会，自立支援協議会や権利擁護支援システム推進委員会等を通じて関係機関と連携を強化し，虐待や疑いの相談・通報への迅速かつ的確な対応を行い，安全の確保と問題解決を図るよう，取組や体制づくりを推進します。

【各々の主体が取り組むこと】(あなたの「実施プラン」を考えてみてください。)

《取組の柱》

4 - 3

後見的支援の充実

【みんなで協働して取り組む方向】

* 判断能力が不十分な人が自立した生活ができるよう、支援します。

【市が市民，団体，事業者等と連携して先導的に取り組むこと】

(1) 後見的な支援の充実

- ・判断能力が不十分な人が地域で自立して生活していくうえで、意思決定や金銭管理等の支援を行う福祉サービス利用援助事業や成年後見制度が適切に利用されるよう、専門職や地域の人々などによる支援体制を充実します。

【各々の主体が取り組むこと】(あなたの「実施プラン」を考えてみてください。)

推進目標 5

人と人のつながりを広げます

【基本的な考え方】

地域で暮らし続けることを支援する地域福祉は、地域での人と人のつながりによって心豊かに生活することをめざしています。生活様式や価値観が多様化するなかで、少子高齢化の進行や家族機能の変化をふまえた、新たなつながりづくりが求められています。

私たちは阪神・淡路大震災で地域で支えあう力の大切さを学びました。身近な地域や社会参加などを通じた多様なつながりをつくり、お互いに気にかけて困りごとを発見したり、いざというときも支えあえる関係を広げていくよう、みんなで取り組みます。

《取組の柱》

5-1

地域でのつながりづくり

【みんなで協働して取り組む方向】

- * あいさつや交流を積極的に行い、困ったときにはたすけあえるつながりと“絆”を広げます。
- * 地域で支えあうために必要な個人情報の共有について、話しあいをすすめます。

【市が市民，団体，事業者等と連携して先導的に取り組むこと】

(1) 地域組織の活動への支援

- ・自治会，老人会，子ども会，コミスク等の地域組織の活動を，市民の共通課題である地域福祉や，災害時に避難が難しい人への支援をひとつのテーマとして活性化するよう，地域発信型ネットワーク等を通じて支援します。
- ・身近な地域での支えあいをすすめる基盤となる自治会等への加入を促進するよう呼びかけるとともに，マンション等での取組を支援します。

(2) 多様なつながりづくりの推進

- ・地域で多様な人々が出会い，交流できるよう，サロン活動などを推進します。
- ・地域との幅広いつながりがもちにくい（希望しない）人も，孤立せずにだれかとつながりをもって生活できるよう，さまざまな社会参加活動やサービスの利用などを通じ

た多様なつながりづくりを推進します。

(3) 支援が必要な人を地域で支えるつながりづくり

- ・日常的に介護や支援等が必要で、緊急時に自力での避難が困難な人等を支援するしくみをつくるために、ニーズへの気づきや発見の取組を活かして、地域とのつながりと、日常的に支援しあえる関係づくりを推進します。

(4) 地域福祉推進における個人情報のあり方の検討

- ・プライバシー（私事をみだりに公開されない権利）を尊重しつつ、緊急時に支援しあえるしくみをつくっていくために、個人情報の共有のあり方を検討します。
- ・個人情報に関する学習や、適切に管理するための支援を推進します。

【各々の主体が取り組むこと】（あなたの「実施プラン」を考えてみてください。）

推進目標 6

安心・安全でバリアのない生活環境をつくります

【基本的な考え方】

安全で快適に暮らせるまちや住まいの環境は、地域福祉をすすめるうえで不可欠な条件です。だれもが快適に生活できるよう、道路や施設、住宅などのハード面の整備と一人ひとりの思いやりで、ユニバーサルデザインのまちづくりをすすめます。

また、安全な生活環境をつくっていくために、日常的な防犯や交通安全とともに、災害時にすべての市民が安全に避難できるよう支えあえるしくみづくりを、地域の力をあわせてすすめていきます。

《取組の柱》

6-1

災害時の支援

【みんなで協働して取り組む方向】

* 災害時にだれもが安全に避難できるよう、日頃から準備をすすめます。

【市が市民，団体，事業者等と連携して先導的に取り組むこと】

(1) 避難等に支援が必要な人を支える取組の推進

- ・災害時にだれもが安全に避難できるよう、防災に関する意識や理解を高めるとともに、支援するしくみづくりをすすめます。
- ・避難等に支援が必要な人の情報を本人の同意を得て共有し、地域と連携して避難支援プランを作成するとともに、避難訓練を実施するなど、緊急時に迅速に対応するための取組をすすめます。

(2) 避難生活に関する支援の推進

- ・介護や支援が必要な人などの避難生活に備えて、必要な物資や支援、福祉避難所等の確保を図るよう取り組みます。

【各々の主体が取り組むこと】(あなたの「実施プラン」を考えてみてください。)

《取組の柱》

6-2

バリアフリーのまちづくり

【みんなで協働して取り組む方向】

* だれもが安心して快適に外出し，社会参加ができる環境をつくります。

【市が市民，団体，事業者等と連携して先導的に取り組むこと】

(1) バリアのないユニバーサルデザインのまちづくり

- ・だれもが安全で快適に外出できるまちづくりとして，道路・公園等の都市施設や，公共・民間の建築物のユニバーサルデザイン化を推進します。
- ・整備された施設等が適切に利用されるようにマナーを高めるとともに，思いやりのところで支えあうよう，理解を深めます。
- ・身近なところで生活に必要なさまざまなサービス等が利用できる，便利なまちづくりを推進します。

(2) 快適な歩行空間づくり

- ・快適に歩いて外出することを通じて，自然や文化を活かしながら市民が交流できるまちづくりをすすめるよう，歩道の整備を推進します。
- ・外出時に休憩の場とともに市民の交流のきっかけとなるベンチを市民参加でつくっていくよう，「わがまちベンチプロジェクト」を推進します。

(3) 移動に関する支援の充実

- ・日常生活や社会参加が便利にできるよう，公共交通の充実を図ります。
- ・ガイドヘルプや移送サービス等，多様な方法での移動支援を推進します。

【各々の主体が取り組むこと】(あなたの「実施プラン」を考えてみてください。)

《取組の柱》

6-3

防犯・交通安全の推進

【みんなで協働して取り組む方向】

* 犯罪や事故のない安全なまちを，地域の力をあわせてつくります。

【市が市民，団体，事業者等と連携して先導的に取り組むこと】

(1) 安全なまちづくりの推進

- ・ 子ども，障がい者，高齢者，外国人等の弱い立場に置かれがちな人が安心して暮らせるよう，地域の連帯も活かして犯罪や事故から守るまちづくりを支援します。
- ・ 防犯や交通安全のための環境整備を推進します。

【各々の主体が取り組むこと】(あなたの「実施プラン」を考えてみてください。)

《取組の柱》

6-4

住環境の充実

【みんなで協働して取り組む方向】

* 介護や支援が必要になっても安心して暮らせる住まいづくりをすすめます。

【市が市民，団体，事業者等と連携して先導的に取り組むこと】

(1) 多様なニーズに対応できる住宅づくりの推進

- ・ 介護や支援が必要になっても安心して生活できるユニバーサルデザインの住宅づくりをすすめるよう，啓発や支援を推進します。
- ・ 市営住宅のユニバーサルデザイン化をすすめるとともに，介護や支援が必要な人のニーズに応じた住戸を確保するよう，建替などとあわせて推進します。
- ・ 介護が必要な人などが，地域で生活できる住宅を確保できるよう取り組みます。

【各々の主体が取り組むこと】(あなたの「実施プラン」を考えてみてください。)

推進目標 7

地域福祉の活動を支えるしくみを充実します

【基本的な考え方】

地域福祉は、一人ひとりの主体的な思いを大切に「できること」で参加していくことで広がっていきます。ひとりでも多くの人に参加できるよう、身近に活動ができる拠点や財源なども含めた支援のしくみを、地域のさまざまな資源を活かして充実します。

また、多様な活動が効果的に連携し、より大きな力となるよう協働のためのテーブルをつくり、具体的な活動・事業をすすめていきます。そして、それらが[All Ashiya]の取組として広がるよう、「地域発信型ネットワーク」を充実していきます。

《取組の柱》

7-1

活動拠点の充実

【みんなで協働して取り組む方向】

* 地域の多様な資源を活かして、利用しやすい活動拠点を増やします。

【市が市民、団体、事業者等と連携して先導的に取り組むこと】

(1) 地域の活動拠点の充実

- ・身近な地域で多様な人々が集まり、子どもから高齢者までの居場所となったり、情報を共有したり、協働して活動したりできる拠点を、地域のさまざまな資源を活用して確保するよう推進します。
- ・集会所の整備や、公共施設や学校の余裕教室等をいっそう効果的に活用するよう検討します。
- ・身近な地域や民間の施設等を活用するための支援方策等も検討します。

(2) 福祉センターの機能の充実

- ・福祉センターが市民の多様な活動の拠点としていっそう活用されるとともに、地域の活動を支援する役割なども担えるよう、機能の強化をすすめます。

【各々の主体が取り組むこと】(あなたの「実施プラン」を考えてみてください。)

《取組の柱》

7-2

活動財源の確保

【みんなで協働して取り組む方向】

* 地域福祉活動への参加としての“寄附文化”を広げながら、多様な方法で活動の財源を生み出します。

【市が市民，団体，事業者等と連携して先導的に取り組むこと】

（１）地域福祉活動の財源確保の推進

- ・多様な地域福祉活動を推進するために、市や民間の各種助成制度等をいっそう効果的に活用できるよう支援します。
- ・地域福祉活動に参加するひとつのかたちとして寄附活動をいっそう推進するよう；“寄附文化”の醸成を図りながら、共同募金や各種基金等への理解と協力への呼びかけを強化するとともに、より協力しやすいしくみづくりなどに取り組みます。
- ・公民協働の活動・事業を推進し、公的な財源と市民の思いや力を活かした事業を広げよう取り組みます。

（２）有償型の活動等の推進

- ・有償型（謝礼型）の活動やコミュニティビジネス，社会起業等の新たなかたちの地域福祉活動も推進するよう、支援をすすめます。

【各々の主体が取り組むこと】（あなたの「実施プラン」を考えてみてください。）

《取組の柱》

7-3

活動への支援

【みんなで協働して取り組む方向】

* “楽しく”, “しっかり” 活動できるよう支援するしくみと取組を充実します。

【市が市民, 団体, 事業者等と連携して先導的に取り組むこと】

(1) コミュニティワークをすすめる体制の充実

- ・地域福祉推進機関である社会福祉協議会のコミュニティワーク（地域福祉活動支援）やボランティア活動の推進体制を強化し, 市民・団体・事業者等の主体的な取組を専門的に支援する機能を高めるよう, 支援します。
- ・多様な市民活動団体の地域福祉を推進する活動への参加・協働を広げるよう, 市民活動センターと連携して支援します。
- ・身近な地域での活動をすすめるうえで, つなぎ役を担う「世話やきさん」がいっそう活躍できるよう, 民生委員・児童委員や福祉推進委員をはじめとした, 地域の人々の活動を支援します。

(2) 楽しく活動できる支援や環境づくり

- ・“楽しく活動できる環境” をつくっていくよう, コミュニティワークの取組を通じて支援するとともに, 地域福祉の啓発のなかで意識して取り組みます。
- ・活動している人や団体等が集まり, 情報を共有したり, 相談しあいながら, よりよい活動を楽しくすすめるための場づくりを推進します。
- ・活動をレベルアップしていくための情報提供や研修, 安心して活動するための保険制度など, 活動の内容に応じた支援を, 社会福祉協議会等の地域福祉活動を推進する機関等と連携して充実します。

【各々の主体が取り組むこと】(あなたの「実施プラン」を考えてみてください。)

《取組の柱》

7-4

協働活動・事業の推進

【みんなで協働して取り組む方向】

* “公と民”，“民と民”の多様な協働で，具体的な活動や事業をすすめます。

【市が市民，団体，事業者等と連携して先導的に取り組むこと】

（１）公民協働の活動・事業の推進

- ・公民協働による具体的な地域福祉の活動・事業を推進するよう，市民の提案をもとに関係機関・団体等と連携して支援する「(仮称)地域福祉アクションプログラム推進協議会」のしくみをつくり，取組をすすめます。

（２）多様な協働をすすめるテーブルづくり

- ・地域型の活動とテーマ型の活動が協働するなど，多様な主体が出会い，つながりながら協働をすすめることができる場（テーブル）を，地域発信型ネットワークやメーリングリスト等の多様な方法を活用して充実します。

【各々の主体が取り組むこと】(あなたの「実施プラン」を考えてみてください。)

《取組の柱》

7-5

ネットワークの充実

【みんなで協働して取り組む方向】

* 地域のさまざまな人々が出会い，協議し協働するしくみを充実します。

【市が市民，団体，事業者等と連携して先導的に取り組むこと】

（1）地域発信型ネットワークの充実

- ・地域発信型ネットワークを地域にいっそう根ざしたしくみとしていくため，小学校区での取組の充実を図るとともに，[All Ashiya] での連携を強化するよう，組織体制を役割・機能の再構築を検討します。
- ・地域の福祉課題はできるだけ身近な地域で解決するよう取り組みながら，地域で解決できないことはエリアを広げて考えていくよう，町内会区域，小学校区域，中学校区域，芦屋市域全域の4層の重層的な取組を強化します。
- ・特に小学校区は，地域福祉の取組をすすめるうえでの中核的なエリアとして，地域の課題を地域の人々と専門的な支援が協力して解決していくしくみをつくっていくように，地域の主体性を活かした組織づくりを推進します。

（2）地域の活動を施策や制度に活かす取組の推進

- ・地域発信型ネットワークを通じて，地域での取組の成果や課題を全市的な展開や施策に活かしていくよう，ネットワークの各層をつなぐ取組を充実します。
- ・広域的に取り組むべき課題等を県，国等の施策や制度の充実に的確につなぐ取組も強化します。

【各々の主体が取り組むこと】（あなたの「実施プラン」を考えてみてください。）

第5章

計画推進のための取組

計画推進のための取組

この計画を着実に推進していくために、つぎの事項について力を入れて取り組みます。

「(仮称)地域福祉計画推進評価委員会」の設置

第1次計画では「地域福祉計画評価委員会」を設置し、市民や関係者の参加を得て、主に市や社会福祉協議会が取り組んだ事業などについて、進捗状況の点検と評価を行ってきました。

第2次計画では、さまざまな主体の力を活かした[All Ashiya]の取組を推進していくために、「地域福祉計画策定委員」を発展させた「(仮称)地域福祉計画推進評価委員会」を設置します。そして、さまざまな立場の人々が自ら担い手として参加しながら、役割を分担し、協働して計画の推進していくための方策を検討するとともに、お互いの取組を振り返って評価しあい、課題をふまえてさらにレベルアップした活動・事業を展開していくしくみをつくっていきます。

各々の「実施プラン」づくりの推進

第4章の【協働して取り組む方向】に沿って、一人ひとりの市民、団体、事業者などの各々の主体が、それぞれできることを「実施プラン」として作成する取組を、多くの人々に呼びかけながら推進します。

作成した「実施プラン」は、各々が活動・事業を実践し、評価を行っていくうえでの指針にするとともに、地域の会議などで持ち寄って共有し、個人や団体が協働で取り組んだり、地域としての取組などにもつないでいこう、地域発信型ネットワークなどを活用して、場づくりをすすめます。

「(仮称)地域福祉アクションプログラム」の推進

公民協働の活動・事業のプロジェクトを推進するしくみとして、「(仮称)地域福祉アクションプログラム推進協議会」を設置します。

「(仮称)地域福祉アクションプログラム推進協議会」は、市、市民活動を支援する団体、有志の市民などによる運営委員会を通じて、公民協働で地域福祉を推進するためのプロジェクトを市民のグループなどから公募し、活動や事業を実施していくうえでのメンバ

ーのコーディネート，情報発信や技術的な支援などのサポートを行い，市民のグループの取組を支援します。

地域福祉計画推進本部における取組の推進

地域福祉に関する施策を庁内の関係各課が連携して推進していくために設置している「地域福祉計画推進本部」の取組を強化し，年次実施計画の策定，実施，評価等を通じて，計画の推進を図ります。

事業の実施においては，関係各課間の連携や市民等と協働をいっそう推進するよう，意識して取り組みます。

